

### 4月から役場組織の一部が変わりました

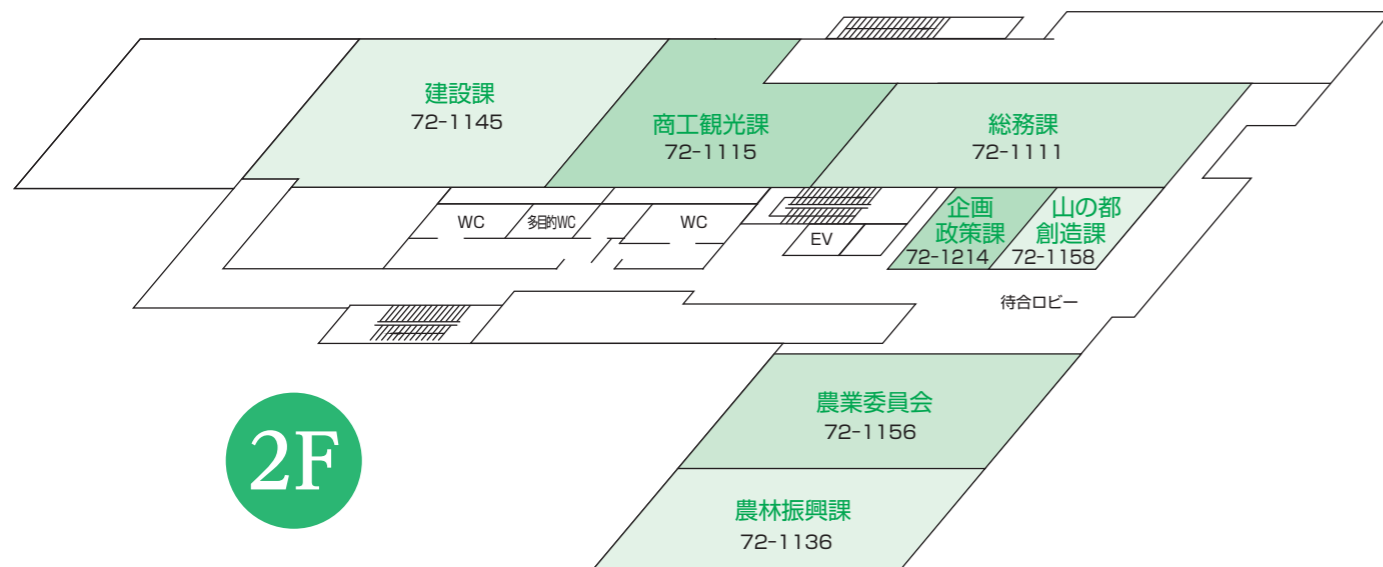
行政機能の効率化と町民サービスの向上を図るため、令和4年4月1日から、次のとおり課・係の一部が変更となりました。

3月31日まで		4月1日から	
課名	係・室名	課名	係・室名
環境水道課	環境衛生係	環境水道課	環境衛生係
	経理係		水道係
	工務係	農林振興課	農政係
農林振興課	農政係		林政係
	林政係		農村整備係
	農村整備係		地籍調査係
	農地係（農業委員会）		有機農業推進室
地籍調査課	地籍調査係		農地係（農業委員会）
	山の都創造課		商工観光係
		山の都づくり推進室	SDGs 推進室
ランドデザイン推進室		商工観光課	商工観光係
清和支所	地域振興係		施設整備係
	税務住民係	清和支所	地域振興係
	健康福祉係		住民福祉係
	農林建設水道係	蘇陽支所	地域振興係
蘇陽支所	地域振興係		住民福祉係
	税務住民係		住民福祉係
	健康福祉係	農林建設水道係	

※変更部署のみ抜粋

### 庁舎の配置および直通電話番号について（本庁2階）

今回の組織一部再編により、部署の庁舎配置についても一部変更しました。変更した部署の庁舎配置および直通電話番号は次のとおりです。



2F

問合せ先 総務課 ☎ 72-1111

### 国指定重要文化財「通潤橋」橋上部の公開を開始します

通潤橋は、平成28年熊本地震や平成30年大雨の被害からの復旧工事を終え、令和2年7月から放水を再開しました。町では、これ以降、見学者の方に橋上を安全に観覧していただく方法について、関係者の方々と検討を行ってきました。

この度、通潤橋の橋上部については、文化財的価値の活用と見学者の安全性の向上を目的として、令和4年4月2日から警備員を配置し、以下の方法により公開を行うこととなりました。

#### 1. 観覧上の注意事項

- ①橋上では、白線の内側を通行してください。
- ②禁止事項
  - ・走る、ふざける、暴れる、などの行為。
  - ・飲酒、疾病、疲労などの状態での観覧。
  - ・歩きながらの携帯電話・カメラの使用。
  - ・ヘッドホン・イヤホンの着用。
  - ・三脚・一脚・脚立などの使用。
  - ・火気の使用。
  - ・他の方の安全を妨げる行為。
- ③団体での見学：引率者の責任のもと1列または2列で通行してください。
- ④子どもの方：大人の方と一緒に見学してください。
- ⑤介助が必要な方：介助者の同伴をお願いします。
- ⑥傘など風の影響を受けやすいものの使用  
橋上は、地上よりも風が強く、大変危険です。傘は、風がなく、周りに観覧者がいない場合に限り使用することができます。
- ⑦警備員の指示に従ってください。

#### 2. 橋上部の観覧の方法

- (1) 公開日 『2022放水カレンダー』の放水日  
午前10時から午後3時まで  
※8月28日（日）は石垣の除草作業のため、橋上部の公開を行いません。  
※放水カレンダーは商工観光課および各支所で配布しています。また、町のホームページにも掲載しています。



写真：白線を引いた橋上の様子

- (2) 観覧の申込 道の駅通潤橋 物産館内  
(受付時間) 午前10時～午後0時30分  
午後1時30分～午後2時30分  
※当日受付のみに限ります。(事前予約、電話での予約はできません。)  
※混雑による事故防止のため、午前10時から午後0時30分までは、観覧者を先着300人とします。

#### (3) 観覧料

一般（町外）	高校生以上	1人 500円
	小・中学生	1人 200円
山都町の住民	小学生以上	1人 100円
小学4年生の社会科見学関係（引率者含む）		1人 100円

※乳児・幼児は無料です。

観覧料を納付された方に、観覧証を交付します。

天候や管理上の理由により、予定日であっても急きょ橋上の公開を中止することがありますので、ご了承ください。

問合せ先 生涯学習課 ☎ 72-0443